

報告第4号


専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年1月18日	57,650円		平成19年6月4日、被害児童が区立大境公園内のタイヤブランコで遊んでいたところ、タイヤブランコが地面に落下し、被害児童は地面に投げ出され、右下腿部及び左下腿部打撲の傷害を負った。